2014年6月10日 テオリア第21号

定価 350円 毎月10日発行 定期購読料 年間 4000円 半年 2000円 郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア θεωρια

発行 研究所テオリア

東京都千代田区内神田1-17-12

勝文社第二ビル101 $\blacksquare \& \blacksquare \& \blacksquare 03-6273-7233$

http://theoria.info

E-mail: email@theoria.info

はじめ

経済成長 41 か

アベノミクスは、「異次元 長戦略の「3本の矢」から 成り立っています。いまは 金融緩和が生んだ円安によ

> 的なカンフル剤でしかな 増と公共事業の大盤振る舞 いで、何とか景気回復の かし、最初の2つは一時 本格的な経済の回復の

ために大本命とされている は規制緩和と法人税率引き う批判です。成長戦略の その大半が《成長戦略が しっかりしていない》とい

にはならない。私はずっと

という考え方にあるからで 日本の国会内では、

ません。右から左まで経済 かけたり、成長戦略という になって、経済政策をめぐ 成長を求めることが大前提 発想を否定する政党はあり 成長そのものに疑問を投げ る議論が行われている。

ういう言い方をして、オル 施政方針演説)と叫んでい 自賛して、「この道しかた タナティブなどありえない い」 (2014年1月25日) 人による経済成長の復活を 安倍首相は、アベノミク る輸出向け企業の利益の急

下げですが、安倍政権は成 きだという批判では、アベ 長戦略を本格的に実行すべ 緩和や財政出動ではなく成 ノミクスへの真っ当な批判

そのように言ってきました 日号」、それは、アベノミク てあらゆる問題を解決する が「本紙2013年3月 人の核心が経済成長によっ

は、立憲主義の否定=破 だとする安倍政権の詭弁 更することが「立憲主義」 合わせて、憲法解釈を変 る。「安保環境の変化」に

米同盟、多国籍企業の利の共感を呼んでいる。日 計判決(5月21日)が人々 の論理をいかに克服する となる「積極的平和主義」 再稼働)より、生存を基 する大飯原発差し止め訴 益を図ることが「平和」 **យとする人格権が優位と** 経済活動の自由













澄

界」もとうとう脱成長を言 怨』を特集する。あの「世 **+3月号で『「脱成長」の構** になる。雑誌「世界」が14 貸本主義』 がベストセラー 講演する。藻谷浩介『里山 シュの訳本が売れて、来日 した。セルジュ・ラトゥー

> て、活発な議論が行われる うことが脚光を浴びてき

ようになっています。最近

(2面へ続く)

きましたが、良いことです いだしたかと、ちょっと驚

(笑い)。

このように、脱成長とい

国連・憲法問題研究会報告第57集

レイシズムと安倍政権

なぜ隣人を「憎む」

のか

田

浩一

のテーマです。そうではな かないのか。これが、今日

暮らし方があるという議論 のではない経済のあり方や ここ数年高まってきま

500円

の「集団的自衛権容認」 会見を行った。今国会中 安保法制懇報告、 基本的方向性」の記者 「集団的自衛権合憲」の 5月15日、安倍政権は、 今後の 国連•憲法問題研究会講演会 解釈改憲が戦争につながるカラクリ 集団的自衛権で「殺し殺される」自衛隊へ 文京区民センター3階C会議室 6月7日出午後6時半~9時 清水雅彦(日本体育大学教授、憲法学)

講座テオリア

TPPと日米のアジア太平洋戦略

の閣議決定をめざしてい

金子文夫 (元横浜市立大学教員、国際経済史) 文京シビックセンター3階会議室C 7月2日(水)午後6時半~9時

※要申込(当日参加可能) 10・1003-6273 7233

戦争をさせない全国署名提出集会・デモ 閣議決定で「戦争する国」にするな!解釈で憲法をこわすな! 6月12日 水午後6時半/日比谷野外音楽堂 /戦争をさせな い1000人委員会

インフォメーション

6·17大集会 を壊すな!実行委員会 6月17日以午後6時/日比谷野外音楽堂/解釈で憲法9条

紙面紹介

集団的自衛権反対/大飯原発裁判集会…………… いま脱成長論が脚光を浴びる 白川真澄……… 1~4面 表現の自由のためヘイトスピーチ処罰を

のだと切り捨てました。

サッチャー

テオリアは古典ギリシャ語 Θ ε ω ρ ι α に由来する観察・省察などを意味する言葉。理論(theory)の語源です。

(1面から続く)

の代表的な議論を紹介しな 考えていきたい。 がら、脱成長社会の構想を 脱成長と言うと、経済が

いった疑問が出されます。 規雇用や貧困に苦しめられ ができていけるのか。非正 仕事や雇用が保障され生活 成長にためらう人がいる。 ことができるのか。こう ている若者に希望を与える 拡大・成長しない社会で、 脱成長を言うと、票が集ま すが、緑の党の内部でも脱 私は緑の党に属していま

はいえ、脱成長社会とはど 8%に対して、「必要ではな とは必要だと思う」人が44・ 限会社イーズが行った調査 をまだ出せていない。 のような社会なのか、説得 と言うのは、驚きです。と 力のある具体的なイメージ ないと思う人が2割もいる いと思う」人が19・4%で は、「GDPが伸び続けるこ (2011年1月発表) で した。経済成長が必要では

脱成長は 悲惨か?

をもたらす。このことは、 すでにゼロ成長(あるいは 長経済は、失業の増大貧 悲惨な社会である。ゼロ成 富の格差拡大・貧困の増大 マイナス成長)に陥ってき 暗くて

すなわち、、、経済が拡大・ た日本やいくつかの先進国

である、という批判があり 脱成長社会は悲惨な社会

成長しない社会は、

3四半期にかけてほぼ0

脱成長社会は変化のない退屈な社会か 脱成長社会は悲惨な社会なのか -経済成長しかないのか?

ヘロ減少社会と経済成長 (その1)

「口減少は経済成長を不可能にする

(以上今号)

人口減少社会と経済成長(その2)

脱成長の経済— ゼロ成長を維持する方策 -地域内循環型経済の可能性

脱成長の下で雇用と社会保障はどうなるのか

とほぼ同じです。つまり、 切っていて、これは20年前 けられています。日本の名 成長を主張する人びとに向 の現実によって証明されて 成長が続いてきたと言えま あったが、基本的にはゼロ 目GDPは500兆円を いる。こうした批判が、脱 プラス成長になった年も セルジュ・ラトゥーシュ り、正社員を解雇し、非 られ、企業は利益の確保 削り合いが加速する世 価格引き下げ競争を強い 会で、僕らはより一層の どんどん商品・サービス 界』だということです。 続けるパイの奪い合い・ に走ります。人を切った が売れなくなっていく社

批判をその著書のなかで取 国の大部分の経済成長率 ク] に直面し、良心的な 逆説的な状況に陥ってい は2008年の第2・第 る。一方で、OECD諸 経済成長反対論は二重に 上げています。 脱成長論に向けられた 「危機 [リーマンショッ

変えられるか」)。 聞きするのは稀ではな である』という文章を見 れわれは既に脱成長状態 い」(『〈脱成長〉は世界を トの書く記事の中に『わ %である。ジャーナリス

をもたらしてきたと、脱成 峰隆夫が、バブル崩壊後の 日本経済はゼロ成長・脱成 長論を批判しています。 いを激化させ、悲惨な状態 貧困の拡大、パイの奪い合 非正規雇用の増大、格差や 長に陥ってきたが、それは 日本でも、荻上チキや小

ス成長の世界とは『減り をさらに加速させるとい ですが、「脱成長は」それ 長・マイナス成長の時代 うことです。……マイナ 「今まさに日本は低成 ある。そして、低い成長 しんでいるわけだから、 によって日本は大いに苦

を考える」) 戻れとさえ言いたいほど 再び『成長至上主義』に

取りゲーム』のことなの 民に強いる、過酷なイス とは……『パイを減らす まで「ダメ出し社会」を です」。「低成長,脱成長 くなっていく。格差がど 正規雇用が増加する、貧 です」(荻上『僕らはいつ ことで、過当競争を全国 続けるのか」)。 んどん拡大していく社会 い人からどんどん苦し 具体的な経済の仕組みの問 せん。彼は思想家なので、 得力のあるものではありま の起こらない経済成長優先 題には立ち入っていませ シュの反論はレトリックと と反論している。ラトゥー たちがめざすのは「能動的 社会」は最悪であり、自分 た批判に対して、「経済成長 に選びとる脱成長」である しては面白いが、あまり説

字が累積しつつある。こ り、そして巨額の財政赤 おり、経済構造の改革は う事実が有力な要因と 遅々として進まず、多く 感できず、銀行にお金が 名目の成長率が低いとい 内の投資活動は停滞して 余って処理に困るほど国 就職活動は厳しく、国民 名目所得の上昇率は低く なっている」。 うしたことは全て実質、 のひとが格差に敏感とな は生活水準の高まりを実 (マイナスでさえある)、 「賃金・ボーナスなどの

言ったほうがいい状態で 線を歩んできた』と 「むしろ『日本は脱成長

える。『脱成長』どころか とになるのか』の見本を 提供しているのだともい 近年の状況は『脱成長を したらどんなにひどいこ

ラトゥーシュは、こうし からです。 正な分配が行われなかった 点を見落としています。結 たらすという批判は、次の ゼロ成長は必ず失業の増

で誤っています。 くという批判は、2つの点 成長は、いつでも、必ず悲 によるゼロ成長やマイナス 第一に、経済危機や不況

動的に選びとる脱成長 られる脱成長とは異な 今日わたしたちが経験す る。脱成長社会の企図は、 は、受け身で我慢を強い るマイナス成長とは根本 「自由な条件の下で能

失業、貧富の格差の増大、 策の放棄が起こるから 最貧困層の購買力の低 最悪なものはない……。 済成長優先社会へと移行 経済成長の起こらない経 ちは、経済成長をともな 保障する……社会福祉政 ト、最低限の生活の質を い経済成長優先社会ほど 一経済成長の起こらな 現在わたした

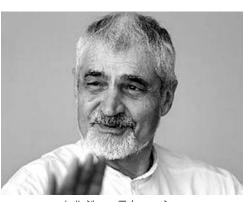
問題は公正な 分配の有無

になったからではなく、公 況になったのは、ゼロ成長 論を先に言うと、悲惨な状 大、格差と貧困の拡大をも

修な状態をもたらすだけだ 脱成長は悲惨な社会を招

増大、格差と貧困の拡大、 の置き換えを行なってきま 況下で、企業は売上げが伸 びないなかで人件費削減の さらには社会保障の削減な す。それによって、失業の げ、あるいは非正規雇用へ ために労働者の解雇や賃下 長やマイナス成長に陥る状 たしかに、経済がゼロ成

りうる[賃金の下方硬直件 引き下げが阻止され、生活 組合が強い国では、賃金の の社会的抵抗力の大きさに どが引き起こされる。しか よって左右されます。労働 うかは、労働者や民衆の側 けが現実のものになるかど ナス成長それ自体が失業・ 水準が維持されることもあ し、そうした犠牲の押し付 ません。



ではなく負担の公正な分

かでの分かち合いや助け合 ナス成長は逆に、民衆のな し、発展させるという面も 招くのです。 配)の欠如が悲惨な状態を いの試みを活発に生み出 さらに、ゼロ成長やマイ

とは言えない。 確保や地域通貨の発行の試 001年アルゼンチンの みがいくつか生まれる。2 シェアリングによる雇用の あります。例えば、ワーク 「ピケテーロス」運動、

のると言えます

の経済成長の特徴を見てい る。そういう批判は、現在 う神話に深く囚われてい な状況を招くという批判 格差、貧困を解消するとい は、経済成長の復活が失業、 第二に、ゼロ成長は悲惨 「雇用なき成長」 です。 化、非正規雇用の拡大なの トげを余儀なくされる。そ は、人件費のたえざる切り 勝ち残ろうとすれば、企業 ローバル市場競争のなかで いることを意味します。グ 郊果」が歴史的に失効して 元する 「トリックルダウン い主要な方法は、雇用の劣

け賃上げの形で労働者に還 脹と独走)と非正規雇用の 業が利益を増大させた分だ ています。このことは、企 拡大による成長を特徴にし 化(金融経済=マネーの膨 現代の経済成長は、金融 す。これは「雇用なき成長_ へが

避けられない

成長で 式であり、

格差と貧困の拡 **雇用だけが拡大する経済成 冉現しても、それは非正規** と呼ばれています。 したがって、経済成長が とのことは、2001年

生存を守るた 組みを自発的 かち合いの仕 ど、人びとは れば陥るほ 綻し危機に陥 続けて07年には53・4兆円 の28・2兆円から毎年増え この時期のGDPの実質成 よって証明されています。 長の景気回復期」において、 業の経常利益は2001年 とが同時進行した事実に 働者の賃金の継続的な下落 企業の経常利益の急増と労 長率は1・7%であり、

会、分かち合う社会である。 な分配 (格差と貧困の解消) を制限する

政策とが結びつ 連動が発展し、これと政府 る分かち合い・助け合いの 成長社会とはシェアする社 より積極的に言えば、脱 ば、ゼロ成長下でも公正 による企業や富裕層の利益 創り出します。民衆によ の経済成長が、典型的にそ 費の切り下げによる国際競 非正規雇用の急増です。 がり続け、07年には437 や発展途上国の輸出主導型 るというものです。新興国 争力の強化によって成長す 均年収は454万円から下 万円になった。その原因は、 現代の経済成長は、人件 しかし、民間労働者の平

は可能になります。

その意味で、

豊かな社会で 高い水準を保障しつつ経済 この場合、人間を使い捨て というやり方で成長する可 ンマークなど北欧諸国が積 になる。スウェーデン、デ を成長させる、ということ の生産性を引き上げ賃金も 能性は、排除できません。 にするのではなく、労働者 価値の製品を作り輸出する をそなえた人材養成(人的 ただし、高い知識や技能

めて行ないたいと思いま 試みている道がそうです。 極的労働市場政策によって 立ち入った検討は、あらた こういうタイプの経済成長

の膨張を抑え、競争よりも

スピードを落とし、欲求

脱成長社会は

変化のない退屈な社会か

脱成長社会の イメージ

脱成長社会は、、ブロー・

います。 家」という言い方までして 会(高坂勝)、「自らの自由 れます。浜矩子は、「老成国 を律する」=「足るを知る」 会、「減速して生きる」社 社会などとしてイメージさ スモール・シンプルな社

社会は、変化に乏しく停滞 脱成長社会に向けられてい はないか。こうした疑問が、 気味で保守的な社会なので 助け合いを優先する脱成長 高橋伸彰(立命館大)は

成長でもいいと思いま

口増加の分を除けばゼロ

脱成長の立場に立って成長

は、毎日同じ暮らしを続 が暮らしている社会で す。でも、現実に私たち

の危惧を正直に述べていま 望や活力が失われることへ 口成長の社会が何の変化も 論者を批判しながらも、 ない退屈な社会になり、希 の摩擦もない世界、…… となると、迷います。何 率が本当にゼロでいいか きだというのが私の持論 機能するように設計すべ です。ただ、実際の成長 ずにゼロ成長でも制度が しなくてもよいなら、人 長期の政策を立案する際 には、甘い見通しを抱か 、間の暮らしが一切変化 「政府が社会保障など ゼ を使うのです」(高橋『ア すか』、水野和夫との対 身の変化が量の変化より ば量は必ずしも増えなく ば社会はもたないと言い は『脱成長』という言葉 も重要だという意味で私 てよいのです。……。中 ますが、中身が変化すれ パイが大きくならなけれ ベノミクスは何をもたら 論者は市場価格で測った

断念と禁欲という意味で使 の核心は、「節度」の感覚の が、要するに欲望や技術の やカストリアディスに準拠 うことに置いています。そ 回復であり、「禁欲」であり 自律性の概念は、イリイチ 信仰や神話からの脱却とい しながら展開されています 「自律性」の実現である。

長という名の宗教からの 節度を超えた生活と他律 の道は禁欲の道である」。 る社会の企図」。「脱成長 長というスローガンが包 脱却の道である」。「脱成 含する自律的で節度のあ 脱成長社会の構築は、 「脱成長の道は経済成

成長社会を問う脱原発運動

望につながります。成長 り、希望がなくなり生き 化することへの期待が希 ていくためには、変化が のではないでしょうか」。 必要です。というより変 ていく活力さえ失われる ん。そうなると退屈にな けていくことはできませ 「希望を持ちながら生き

降の若い世代はかなり違う 中心にして高度経済成長の 済成長という宗教に囚われ 成功体験の記憶から来る経 かもしれないが。 ている人が多い。バブル以 広井良典(千葉大)も、 のである」(前掲)。

の主眼を、経済成長という ラトゥーシュは 「脱成長」 ます を

り、『ゼロ成長社会』と言 ていく社会のことであ 分「豊かさ」が実現され 的な目標としなくても十 ……基本的には……経済 成長の究極の源泉である い変えてもよい。なぜ、 済成長ということを絶対 『定常型社会』なのか?

うことである」(『持続可 状態に達しつつあるとい で計測できるような人間 能な福祉社会』)。「『貨幣

と断絶するために、経済 考えられている市場法則 すなわち自然秩序と

の成員とともに民主的な 日本では、団塊の世代を 要なのだ。必要で望まし 手法で決断することが重 的な抑制を社会のすべて する。……。欲求の内発 中に『再び埋め込まれる』 くなおかつ可能な生産、 から抜け出すことを意味 消費活勤は、社会関係の

脱成長社会―定常型社会へ の移行が必然である根拠 「需要の飽和」に求めてい 人びとの欲求の変化、

のものが成熟ないし飽和 られるような需要……そ な需要―貨幣によって測 済において展開するよう 『需要』………市場経 『定常型社会』とは『経

めに駆り立てました。同時 求の限りない膨張と追い求 資本主義は、人びとを欲 ち合って「使う」カーシェ

に、食べ物や水や教育など

コミュニケーション(人と

へする。そのことはGDP さないつながりや活動が拡

もうひとつは、他者との

の需要あるいは欲求。が る」(『グローバル定常型 ほとんど飽和しつつあ

「欲求」を どう扱うか

権力で抑え込むような社会 受け取ると、人間の欲求を のあり方を左右する最大の ことができるのかは、社会 社会が欲求をどのように律 度」や「禁欲」をそのまま する(コントロールする) がイメージされがちです。 ラトゥーシュが言う「節

が、逆に社会がコントロー 経済成長に成功しました 主義は、人間の欲求を無制 で運営され、大失敗した。 の欲求を国家が計測しコン 試みてきた国々は、人びと 場経済に変質しています トロールできるという前提 が、国家による計画経済を 求を膨らませてしまいまし 限に解き放つことによって ルできないレベルにまで欲 しました。いまの中国は市 対照的に、20世紀の資本

ることさえできない多数の 要不可欠な欲求)を充足す 基本的なニーズ(生存に必 暴走し、過剰なモノやサー き去りにしています。その の富裕層のなかでは「欲望」 対極では、先進国や途上国 (ウォンツ) が膨れ上がり (びと(「南の世界」)を置

当たってきました。これは 源の制約という限界に突き 渇を引き起こし、環境・資 解放と膨張は、第1に、環 招いている。 境破壊や環境汚染・資源枯 ビスが溢れるという状況を ブ)という問題として19 成長の限界」(ローマクラ

うに扱うのかという問題で を国家が上から計画経済の の根本的な限界を明らかに 形でコントロールすること 主義の歴史的経験は、欲求 で、人びとの欲求をどのよ 試行錯誤をしてきた。社会 さまざまの社会はこれま

きた。

欲求の質の変化 化です。 いることは、

かそうです。

はお金がないからで、お金 求に代わって新しい質の欲 化製品などモノの大量消費 があればどんどん買うはず 若者がクルマを買わないの 求が生まれています。よく あるいはモノの所有への欲 費財の普及が一巡したこと が起こっています。耐久消 マ離れ」です。もちろん、 言われるのが、「若者のクル を背景にして、 かに欲求の質や中身に変化 たという反論もある。 しか 現代の先進国では、 自動車や電 れています。 欲求の質や内容の変化

注目すべき変

次のようなことに現わ

し、クルマを持つ、つまり 「所有する」ことから分か す。規格化された商品の受 ら自転車へのシフトなどで オマス発電などエネルギー えている。例えば家庭での 律し、環境保全・省資源型 方を生み出そうというわけ 自給、家庭菜園、クルマか の製品やエネルギーを生産 てその制約のなかで欲求を け身的な消費から脱却し て、モノとの新しい関わり 太陽光発電や地域でのバイ したり使ったりする人が増 環境・資源制約を意識し

んています。

しかし、欲求の無制限な 体のないマネーは、環境や 用」にだけ根拠があって実 て吸い上げ充足させる金融 商品の無制限な供給によっ りたいという欲求を、金融 の氾濫・過剰というレベル 自己増殖することができる 資本主義化の進展です。「信 資源の物的な制約を越えて 済)の膨張と独走をもたら を越えて、マネー(金融経 してきました。「豊か」にな

70年代から問題になって 第2に、モノやサービス からです。

うな不安定性、不確実性が ネー)に振り回される」よ が「尻尾(媒体であるマ 壁にぶつかった。経済全体 し、リーマン・ショックで マネー資本主義は、しか

ンキの言葉です。 極度に高まっている。これ

る。仲間づくりから地域コ とへの欲求が強まってい ながりを創りだすことへの こまの形態での人と人のつ ミュニティ再生まで、さま への関係性)を回復するこ から、 せる。同時に、私たちの生 の増大としては現われない るでしょう。 多様性に富んだものに変え 活を規格化から解き放ち、 脱成長経済に向かわ

は、市場からのモノ・サー 田な時間を手に入れて、多 られる生活から脱却し、自 **ノップや効率性優先を強い** 間単ではないが、スピード ではスローな生活の実現は 欲求が高まっている。日本 時間を取り戻したいという る。例えば、シェアハウス 欲求や試みが広がってい みたいという人は確実に増 体な暮らし方や活動を楽し さらに、自分たちの手に 新しい質の欲求の出現 市場化―商品化され、お金 場は、大きなビジネスチャ 済成長を促進することにな ス経済の拡大という形で経 見守りサービスなどがそう 代行サービス、セラピー事 活動の多く(料理を作る、 たちが無償で行なっていた です。この傾向は、サービ 業、結婚相手紹介サービス、 つつあります。中食、家事 で買えるサービスに変わり する、高齢者を見守る)が 悩みを相談する、見合いを ノスの出現でもある。自分 しかし、新しい欲求の登

ります。つまり、お金を介 **無償の助け合いなど)を飛** こ 非市場的・非貨幣的な活 雌的に広げることにつなが 用をすると言えます。 成長経済の可能性という観 欲求の出現や広がりは、脱 点からすると、両義的な作 このように、新しい質の

動の領域(半自給の生活、

ヒスの過剰な購入に代わっ

ります。

(4面へ続く)



就業者数 (同)

(単位:万人)

就業者数

5,453万人

5,678万人

6,085万人

6,298万人

生産年齢人口

8,590

8,622

8,103

6,773

4,418

実質GDPゼロ成長で労働市場参加が進まない場合

同1%成長で労働市場参加が一定程度進む場合

同2%成長で労働市場参加が進む場合

総人口

12,361

12,693

12,806

11,662

8,674

1990年

2000年

2010年

2030年

2060年

(表1) 日本の総人口、生産年齢人口の推移

(表2) 2030年の労働力人口と就業者数の推計

労働力人口

(カッコ内は15歳~64歳)

6,384 (6,024)

6,766 (6,273)

6,590 (6,005)

5,678 (4,576)

(3面から続く)

成長と幸福は 比例しない

ということが明らかにな

せ」にするものではない、

長が必ずしも人びとを「幸

経済成長を不

可能

にする

(その

1

П

減

少

社

会と経

長

減減

は

から可能なのかという問い の2つです。 める社会が私たちを「幸せ」 に答えなければなりませ にするのかという問い、 (2) そもそも経済成長が (先進国に限っても) これ 脱成長論は、2つの問い (1)経済成長を追い求 と、日本では、1人当たり た人の割合)でとってみる れつつある。幸福度の指標 に「満足している」と答え を生活満足度(「現在の生活 り、そうした認識が共有さ に満足しているか」の問い

(1) については、 6,249 (5,892) 6,466 (5,964) 経済成 6,257 (5,687) 5,449 (4,387)

2008年にかけて3・9 度は64年から90年代にかけ 倍に高まったが、生活満足

の

GDPは

1964

年から

を周りの人のそれと比較し のだという仮説です。これ によれば所得格差の大きい て自分の幸福度を感じるも これは、人は自分の所得

仮説」と呼ばれています。

ースタリンの「相対所得

の経済学』)ことが統計的に

実証されてきた。これは、

る、と主張します。

そもそも経済成 できるのか

労働力人口

5,678万人

5,900万人

6,255万人

6,632万人

あるのだろうか。 拡大・成長ができる条件が から可能なのか。名目GD 特に日本で経済成長がこれ ますが、そもそも先進国、 P成長率3%という経済の を解決するという主張がい せんとして主流を占めてい 経済成長があらゆる難問

うである)が人口減少社会 とです。広井良典は、 に入りこんでいるというこ けでなく多くの先進国もそ 最大の問題は、日本(だ 定常

昨年10月にとうとう800

2010年の実績

日本経済新聞2010年5 究進む『幸福の経済学』」、 降している(大竹文雄「研 年の70%をピークにして下 て上昇傾向を示した後、 の公正さが決め手になるわ どうかに関わりなく、分配 は、経済が成長しているか ということになる。幸福度 社会は、幸福度が低くなる

さと幸福度の間に正の相関 はない」(橘木俊詔『「幸せ」 るにつれて必ずしも比例的 が見出せず、「所得が高くな に幸福感が増しているので 他の先進国でも所得の高 認した通りで、公正なシェ 1つは、公正な分かち合い アの実現は幸福度を高め けです。このことは先に確 にあります。 経済成長が幸福度を高め 脱成長社会の豊かさの

成長であっても公正な分配 るいはマイナス成長が幸福 続けるものではない、とい が活発に行われる、といっ や助け合いが実現される、 ません。脱成長論は、ゼロ 度を高めるとは単純に言え の逆は必ずしも成り立たな う命題が確認されても、そ また非市場的な取引や活動 た条件があれば、人びとは 「幸せ」になることができ すなわち、ゼロ成長あ 24年労働力需給の推計」)。 のように急速に進んでいる

急激な人口減少 す (1950年の人口は8 4103万人、32%減少し に戻り、2060年までに て、8674万人になりま

3685万人、45%も減少 生産生齢人口は2010年 の8103万人から203 年の31・6%、2060年 年の23・0%から2030 す。高齢化率は、2010 16%減少して6773万人 の39・9%にまで上昇する。 化をともなって進行しま し、4418万人になる。 になる。2060年までに 0年までに1330万人、 人口減少は人口構成の変

えて、人口の急速な減少(少 型社会―ゼロ成長の必然的 約の3つに見出しています な根拠を、欲求の飽和に加 子高齢化)、環境・資源の制 (『持続可能な福祉社会』)。 0万人を割り込んだことが

働力人口(就業者プラス失 この生産年齢人口

り込んで1965年の水準 2050年には1億人を割 年の1億2777万人を 政策研究•研修機構「平成 白書』2013年版、労働 15万人、9%減少する。 ピークにして減少しはじ 来推計、厚労省『高齢社会 1:2030年、60年は将 のかを概観してみよう(表 め、2030年までに11 日本の総人口は2005 よって規定されるから、 万人14%~6%減少する。

も減少するという見通しで までに、少なく見積もって 現状のまま手を打たなけれ も377万人、毎年19万人、 ば954万人、毎年48万人 労働力人口は2030年

労働生産性や技術進歩) 生産性 (=全要素生産性) 間)、資本(貯蓄率など)、 の継続的な増大)は、労働 力(労働力人口×労働時 経済成長(毎年のGDP (デフレ不況)

て毎年74万人ずつ減少す ンポで減少が進み、平均し の減少をはるかに上回るテ 報じられています。総人口

業者)および就業者数も大 世代)の減少こそが、最も 深刻な問題です。生産年齢 まで減ることによって、労 人口が半世紀で半分近くに (現役

の条件である、と主張しま あるいは不可能にする最大

日本では、人口減少がど

脱成長論は、人口減少の急

激な進行が経済成長を制約

と、2010年に比べて8 比べて954万人~377 ると、2030年の労働力 は、さまざまの経済的ある きく落ち込まざるをえな 453万人~6085万人 2030年の就業者数は5 つかの仮定を置いて推計す 純な推計はできません。し いは制度・政策的な要因に 55万人と、2010年に 高齢者の就労率などのいく かし、経済成長率や女性・ 45万人~213万人 13% 人口は5678万人~62 労働力人口や就業者数

~3%減少する。

生産年齢人口が加速度的に 口の減少に起因すると主張 消費性向の高い生産年齢人 しています。したがって、 バブル崩壊後の長期停滞 人口減少、具体的には =ゼロ成長

の低下現象を前提すれ では経済成長率はマイナ 学」)。「人口減少下の日本 広井との対談。)「マイナ 成長率の合計で決まる」 資本、技術進歩の3つの と人びとの元気さと生活 ですが、マイナスになる スになるのが自然の帰結 ません」(『「幸せ」の経済 長期のような正にはなり ば、経済成長率は高度成 で……少なくともゼロ成 水準が低下すると困るの スの人口成長率と貯蓄率 (橘木『「脱成長」戦略』 「経済成長率は労働力、

もはや成長は 望めなご い

藻谷浩介は、日本経済の 少による内需の不振を招い こそが、雇用者所得の減 **唱による賃金の継続的な低** るいは生産年齢人口)の減 少以上に、非正規雇用の急 前回見たとおり、デフレ

給が最大の要素です。そう れます。労働時間がこれか られないので、労働力の供 ら大きく増えることは考え 3つの要素によって規定さ

減少する 今後の 時期には内

を根本的に制約し不可能に 力人口の減少は、経済成長 激な減少が引き起こす労働 する、と言わざるをえませ なると、生産年齢人口の急

います。 俊詔は次のように主張して このことについて、橘木

長だけは達成したい」

品の供給過剰を生み、価格 る人口の頭打ちが多くの商 **座年齢人口=旺盛に消費す** な縮小を始めました」。「生 画に突入した日本。 定年退 **産年齢人口の波』の減少局** 990年代半ばを境に、『牛 4の世代が最も高い」。 「1 帝の縮小は避けがたく、

も 停滞ないし減少させてき **競争を激化させて、売上を** 減少によって内需は構造的 嘅者の増加―→就業者数の ょって大きく違い、子育て という見通しになる。 はや経済成長は望めない、 い」(『デフレの正体』)。

を問題にする必要がありま されているが、賃金の低下 の不振・停滞を招く原因と 原因分析という面でも、 主 回の分析が必要であろう。 めなくさせている、という てくることが経済成長を望 か根本的な制約に突き当っ す。しかし、労働力の供給 H者所得の減少による内需 して就業者数の減少が雇 需要サイドからの不況の 作品社)

ての時期では、就業者数(あ 9。90年代から現在にかけ か』(13年、岩波書店) 12年4月5日)

ブレーンは日銀がお金を出 働者の給与の低下が主たる 識になってきています。 原因だということが共通認 し渋ったからだと主張して

招いているというもので 内需の縮小=デフレ不況を 局い生産年齢人口の縮小が から見ていて、消費性向の 藻谷の立論は需要サイド 9万人、2・9%の減少) な縮小になっている。これ 722億円へと、実に2兆 与所得総額は、216兆4 均賃金 (年収) は461万 を含めると就業者数は18 年にかけて、15歳~64歳の 836億円、10%もの大幅 558億円から194兆3 が、民間企業の労働者の平 **6%の減少です(65歳以上** 不況を招いたことは明らか が内需の不振によるデフレ 円から412万円へと49万 就業者数は277万人**、**4・ 2000年から2010 10%の減少になってい 労働者の給 (つづく)

成長は世界を変えられる か?』 (10年、中野佳裕訳、 セルジェ・ラトゥーシュ『脱

のか』(12年、幻冬舎新書) る」(日経ビジネスonline 小峰隆夫「脱成長論を考え 荻上キチ『僕らはいつまで 「ダメ出し社会」を続ける

広井良典『持続可能な福祉 高橋伸彰×水野和夫『アベ 広井良典『グローバル定常 社会』(66年、ちくま新書) ノミクスは何をもたらす

どが欠席。沖縄だけでなく、 条約にはインド、ビルマな

「サンフランシスコ講和

うして、これからの軍事暴

参加者は新宿をデモ。執拗

な右翼の妨害をはねのけ、

「昭和の日」反対を訴えた。

公園での集会の後、百人の 日」行動が行われた。柏木

力を認めていった。

沖縄では、日本政府に戦

戦争はゲームではな

と日本の占領と戦後が行わ

沖縄基地化政策のつじつま 下に置いた講和条約3条は

いる」

4月29日には反「昭和の

すことが可能かが問われて

て制定された憲法を選び直

天皇の戦争責任を免責し

れた。集会では鳥山淳さん

(沖縄国際大学教員) が講

とは、日米が互いの軍事暴 を合わせたもの。講和条約

力を免責し合ったもの。そ

約発効 (4・28) から62年。

沖縄を切り捨てた講和条

初めから基地拡張が始まっ

沖縄を米国の直接統治

朝鮮戦争前の1950年の

の対象になった。

4月27日、講演集会 沖縄

解釈改憲で「集団的自衛権行使」 めざす安倍の「壊憲」クーデター

的自衛権の行使を検討する 示す記者会見を行い、集団 が「報告書」を提出。 安倍は と表明した。 今後の「基本的方向性」を 問機関「安保法制懇談会」 安保法制懇報告は、米国 5月15日、安倍の私的諮 憲を一内閣の解釈変更で

を出すことは最初から決 まっていた。 釈改憲―合憲」という結論 集めた「安保法制懇」が「解 義、平和主義だと強弁。

してきた集団的自衛権―違 長年、自民党政権が確認

> はなく、国民の命を守るた れるという受け身の発想で 義、憲法そのものの破壊だ。 ひっくり返すことは立憲主 いうことを意味する。 海外での武力行使を制約し めに何をなすべきか」とは、 安倍が主張する「巻き込ま てきた戦後平和主義を破壊 「戦争する国」になると 積極的に海外で戦争す

争型多国籍軍への参加など

攻撃時の対米支援、湾岸戦

全てが「合憲」だと主張。

安倍の「お友達」ばかりを

口実に、解釈改憲を認める 保障環境の大きな変化」を ことが憲法の国際協調主 安保法制懇報告は「安全 安倍の記者会見は、母子 事例からなる「15事例」の 提示を受け、「集団的自衛権 合憲」の閣議決定に向けた 法制の整備に関する与党協 刀4事例、集団的自衛権8 議会」が政府からのグレー ソーン事態3事例、国際協 報告を受けて、「安全保障

のイラストを使った情緒的 ることで、海外で戦争する 用はしないとしながら、限 安保法制懇報告の全てを採 権解禁」の必要性を強調。 ための集団的自衛権行使合 定的な集団的自衛権行使は 想定を根拠に「集団的自衛 な説明で、現実性がない邦 許されるという詭弁を弄す 八輸送米軍艦艇防護などの 党化の本質を隠した。

改憲に反対した。

る「グレーゾーン事態」の 想定の一部は警察権の範囲 直接は関係ない。公明党の であり、「集団的自衛権」と 協議を行っている。いわゆ

5·15緊急官邸行動

告書提出と安倍首相の記者 の13日には2500人が国 官邸前で行われた。解釈で 会見に抗議して、安保法制 員会が呼びかけた。 2日前 憲法9条を壊すな!実行委 懇 「報告書」 はいらない! 会を人間の鎖で包囲。 5・15緊急官邸行動が首相 解釈

れている。 行っている首相官邸の前に 議の声を上げた。「安保法制 2000人が駆けつけ、抗 懇報告を許さない」「集団的 自衛権行使を認めない」「9

5月15日、安保法制懇報 条を壊すな」とシュプレヒ

権を批判した。 日本の立憲政治は危機に瀕 主義が危機に瀕している」

15日、安倍が記者会見を

て自衛隊の権限・能力の拡

大をめざしている。

質成を誘うと共に、便乗し

て請求を認め、大飯原発3

刊決に関わらず、審査する

こ表明。原発推進派は判決

「判決は、私たちの運動が

告の中島哲演さんは

か確定しない限り、再稼働

は可能と言い募っている。

今回、3・11以降の原発

たが、福島事故で運動が広 福井県内でも温度差があっ 結晶した共有財産。以前は

関連法案の早期成立を目指 るために今国会中の「集団 ドライン策定に間に合わせ 的自衛権容認」閣議決定、 安倍政権は年末の新ガイ

壊を許すのかどうかが問わ 平和主義、立憲主義の破

原発再稼働より人格権に価値

大飯原発3.

原発弁護団全国連絡会の共 内集会が同訴訟弁護団と脱

制庁との話し合いが行わ

集会の途中には原子力規

2.一大飯原発差止訴訟!院 5月23日、 ついに勝っ

がんばろうとなる判決」

性で行われた。

を求めることができるとし

「82年前の五・一五事件で た。 今年の5・15、 民主)解釈改憲をめざす安倍政

原告のうち250キロ圏内 地裁(樋口英明裁判長)は、 4号機運転差止裁判で福井 に住む166人は差し止め 5月21日

稲葉剛さん(もやい)は、

なったことを示している。

安勢を変えざるを得なく

が、御用学者の方が解って 解っていないと言っている 御用学者が裁判官は科学を

ついに勝った!

院内集会

れていたが、脱原発の運動

に疲れてきた人がもう一度

が経済の論理に押しまくら

鎌田慧さんは「命や生活

垣認し続けてきた裁判所も

る甚大な被害を前に原発を

であり、福島原発事故によ Ⅱ以後の反原発運動の成果

ごいバッシングが行われ、 浩弁護士は 「判決にものす 刊決(仮処分を除く)で差 **差し止め訴訟としては初の**

に対する頂門の一針」 がった。判決は事故の風化

弁護団事務局長の笠原

し止めとなった。これは3・

ある」と断じた。 れを取り戻すことができな 民が根を下ろして生活して くなることが国富の喪失で いることが国富であり、こ

控訴。原子力規制委員会は だが、関西電力は直ちに

が次々と発言。

集会では、原告、

弁護団

どの想定の甘さなどについ

て鋭い追及が行われた。

れ、審査での基準地震動な

原発のうち4か所に05年以 事実を重視。 の設定について、20ヵ所の ことを認めた。基準地震動 格権よりも劣位に置かれる 稼働=経済活動の自由が人 価値を持つとして、原発再 する人格権が憲法上最高の 西電力に命じる判決を出し 地震が5回も到来している 降想定した地震動を超える た。判決は、生存を基礎と 4号機の運転差し止めを関 「原発の運転停止によっ

て多額の貿易赤字が出ると や喪失というべきではな しても、これを国富の流出 く、豊かな国土とそこに国

恋める

作の

制を問う」4・27-29行動

基地維持の方針が決まり、 府内でも未決着だったが、

4月、「安保・沖縄・天皇

制を問う」

4

27

基地をどうするかは米国政

応じず、『集団自決』の子ど

政府は援護法の枠内でしか 盟の運動があったが、日本

もも含め、日本軍の『協力

者=準軍属』 として援護法

沖縄戦直後、沖縄の米軍

「安保・沖縄・

天皇

戦争被害当事国を切り捨て

争被害賠償を求める期成同

が東京で行われた。

を

大飯原発3・4 号機の運転差止判決

川内原発 再稼働を許すな

側を許すな!現地から訴え リム第6回 「川内原発再稼 る」 が東京で行われた。主催 2福島原発事故緊急会議。 **5月24日、連続シンポジ**

が報告。秋に計画される再 設反対連絡協議会)、岩下雅 裕さん(再稼働阻止全国 原発の再稼働に反対して、 核働に

反対する

行動が呼び イットワーク「川内の家」) 元武重信さん (川内原発建 番査が進められている川内 原子力規制委員会の優先 社も再稼働賛成。

会、旅館組合、タクシー会 見を聞こうとしない。商工 けばいいと一般の市民の意 を進めてきた。市長は原発 のために原発建設・再稼働 市議会も原発賛成。交付金 業。下請けも多い。市長も について、議会の意見を聞 力は地元・薩摩川内市で千 人を雇用する2番目の大企 てきた荒武さんは「九州電

県民世論調査では59%が再 稼働反対、賛成は36%に とき、現在の避難計画が役 回起き、周辺には5つの活 に立つのか。南日本新聞の 火山がある。事故が起きた 97年震度6弱の地震が2

30年以上反対運動を続け

けられた。

丽田朗(まえだ あきら)東京造形大学教授、刑事人権論、

围 連 • 憲 の自由を守るため 法 問 題 研 究 会 講 演 会

われた。講師は前田朗さん が講演要旨。文責編集部】 (東京造形大学教授)。以下

由を守るためヘイトス ピーチ処罰を」が都内で行 題研究会講演会「表現の自 【5月10日、国連・憲法問 在特会現象と表現の自由

根深いレイシスト。根深い 差別と人権侵害のシステム の政策決定エリートたちが は在特会ではない。この国 しかし、本当のターゲット が出来上がっている。 ト・スピーチをどうするか。 今現に起きているヘイ の自由かと言っている。 イト・スピーチ処罰か表現 憲法学者もマスコミもへ

国連に行けばこれが普通の ト・スピーチを処罰する」。 現の自由を守るためにヘイ のものが間違っている。「表 しかし、その問題設定そ

権は、侵すことのできない び将来の国民に与へられ を妨げられない。この憲法 すべての基本的人権の享有 永久の権利として、現在及 が国民に保障する基本的人

す―』(三一書房)『軍隊のない国家―27の国々と人びと』(日本評論 迫害―』(三一書房)『ヘイト・クライム ―憎悪犯罪が日本を壊 著書に『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか-差別、暴力、脅 『侵略と抵抗 平和のための戦争犯罪論』(青木書店)『闘う平和 戦争犯罪 憲法学者は表現の自由の保 は外国人も含まれる。 いる権利の場合、「国民」に 憲法21条は表現の自由。

その性質上誰もが持って

考え方。私も昔は国連は帝 国主義の手先と言ってい 員会、国連人権理事会に参 る。この20年、国連人権委 どましなことが行われてい た。しかし、国連人権機関 やってきた。 勧告を求めるロビー活動を 在日朝鮮人差別についての 加して、日本軍慰安婦問題、 では日本の状況よりはよほ Ž 現の自由の規定。

幸福追求権など人格権の規 の尊重、プライバシー権、 自由を守ることができる。 することで、初めて表現の 定。14条は法の下の平等の 日本国憲法第13条は個人 ヘイト・スピーチを処罰

その前の11条は「国民は、

障には何の留保も付いてい

ないから、表現の自由の規

学』(共著、三一書房)ほか

社

主張している。 制はできないという解釈を と日本国憲法21条は同じ表 国際自由権規約19条2項 21条にない」と言う。 田

朗

東京造形大学教授

別の義務及び責任をともな 表現の自由があるからと 「表現の自由の行使には特 国際自由権第19条3項

的な要請によって表現の自 することはできない。社会 いって、他人の権利を侵害 とがありうる。 由が一定程度制約されるこ

項に相当する条文は、憲法

憲法学者は「条約19条3 では21条しか出てこない。 権利は、国民の不断の努力 出てこない。これが出発点 11条、12条、13条、14条が 教科書を見ると表現の自由 考え方は条約と同じ。 する責任を負ふ。」とある。 ないのであつて、常に公共 は、これを濫用してはなら ければならない。又、国民 が国民に保障する自由及び によつて、これを保持しな の福祉のためにこれを利用 にもかかわらず、憲法の

からの間違い。

浦和レッズ事件と 世界の常識

ルールがある。熱狂的な を殺せと書いてくる。サッ ファンがTシャツに何々人 カーの世界でそういうこと には反レイシズムの世界的 笑ってしまった。サッカー おきた時、ジュネーブにい て日本社会の反応を見て Only事件(3月8日)が 浦和レッズのJapanese けないと日本社会に一気に めなんだ、やめなければい ていない。 広がった。この時、憲法学 ムやヘイト・スピーチはだ 者は何を言ったか。私が調 無観客試合は重い制裁。 べた範囲では誰も何も言っ これによって、レイシズ

は許さないと。刑罰ではな いが、億単位の収入を失う 久保で大音量で叫んだ、そ 殺せ、たたき殺せ』と新大 在特会が『朝鮮人をぶっ

常識。ならば、なぜ『朝鮮 の制裁を受けるのが世界の 由だと言った。Japanese の時、憲法学者は表現の自 ら、『朝鮮人ぶっ殺せ』に比 を特定してないわけだか Japanese Onlyは相手 かに穏やか。だがこれだけ 人を殺せ』が許されるのか。 べたら、差別としてははる Onlyは差別だからと無 客試合の

憲法12条には「この憲法 はヘイト・スピーチ処罰を チを処罰する。国際人権法 義国家ではヘイト・スピー

を使うヘイト・クライムと う言葉を使った。私が使う 日などいくつかの新聞が ば最初から犯罪。去年、朝 動の処罰という言い方。 流布の禁止、人種差別の扇 パ諸国では、人種的憎悪の クライム法。他のヨーロッ ライムがある。暴力を使わ 暴力を使わないヘイト・ク ヘイト・クライムには暴力 「ヘイト・スピーチ」とい ヘイト・クライムといえ

ヘイト・スピーチは暴力

スピーチはヘイト・クライ ム(憎悪犯罪)の一つ。欧 私の考えでは、ヘイト・

イムと呼ぶ。米英はヘイト・ 米では全体をヘイト・クラ

差別、扇動、迫害。民主主 アメリカではヘイト・フ

という結論しか出てこな と「表現の自由が大事だ」 スピーチは二者択一ではな る。表現の自由とヘイト・ 要請。日本政府に対して、 何度も勧告が行われてい い。ボタンを掛け間違える 自由だとはならない。 題だけ取り上げて、表現の れている。日本のようにへ ト・クライムのことが書か イト・スピーチで言葉の問

ないヘイト・クライムがヘ 集会は違法であり、禁止す 的憎悪の流布・扇動は犯罪。 項では、人種的優越、人種 日本政府は留保している。 散。参加も犯罪。aとbを チと同じくヘイト団体は解 やその扇動はヘイト・ス 布、差別の扇動、暴力行為 る。ヨーロッパではネオナ ピーチとして規定されてい 人種的優越性の思想の流 **差別・煽動してはいけない。** 4条 c項は国や公務員が 人種差別撤廃条約4条 a

スピーチという本にもヘイ のことが書かれ、ヘイト・ 罪学の研究者が使ってきた 処罰する。ヘイト・スピー のEU諸国は暴力のともな ピーチの処罰がされない。 言葉。ヘイト・クライムの チはアメリカの社会学や犯 わないヘイト・スピーチも する法律が「ヘイト・クラ 本の中にヘイト・スピーチ もヘイト・スピーチを処罰 イギリスでは暴力がなくて 暴力を使うと、刑法や公民 イムアクト」。イギリス以外 権法で処罰される。他方、

抜けている。 第20条1項は戦争扇動の禁 の流布、人種差別の煽動」。 20条2項では「人種的憎悪 る。日本人にはこの感覚が する言葉が国際自由権規約 止がセットで規定されてい ヘイト・スピーチに対応

フビアのジェノサイドの話 ヤ人、ルワンダ、ユーゴス 別撤廃条約の報告にはユダ ノサイド。欧米では人種差 別、暴力行為。一番上はジェ の上に偏見による行為、差 ミッド」。一番下が偏見。そ 出てくる図が「憎悪のピラ ヘピーチの話をする時は関 が出てくる。日本でヘイト・

つのが国際人権法の考え 為・差別はなくせるし、な 美。 しかし、 偏見による行 ている。なくすのは至難の 持っている偏見を身につけ れ育った以上、その社会が くさなければならないとい 人間が一定の社会に生ま

けない。

をつなぐ 最大の 要因がレイ は、差別を放置することは 泰力行為につながる。そこ もう一つの図の読み方

言」。これは4 府は、 石原都知事は結果と 見解。日本政 **委員会の正式** 人種差別撤廃 というのが、 余cに当たる 原 「三国人発 0年4月の石 にのは200 口本との関係 し問題になっ 僧憑のヒラミット 暴力行為

Brian Levin (ed.), Hate Crimes, Vol. 1. Praeger, 2009.

すというメチャクチャな答 かないから、表現の自由で か、知事に差別助長の意図 して差別したかもしれない えで国際社会の顰蹙を買っ だと憲法学者は10年以上 別を煽動しても表現の自由 た。東京都知事が公然と差 言ってきた。

イト・スピーチの本質

界大震災朝鮮人虐殺にふれ アメリカの社会学でよく ういう流れで考えると、へ その行き着く先がジェノサ ト・スピーチ、差別の煽動。 を引っ張り出すのがヘイ 見や偏見による行為を差別 シズムと差別の煽動 はっきり解る。 イト・スピーチの本質が イド、人道に対する罪。そ つなげていく。差別と暴力 にし、その一歩先の暴力に ヘイト・スピーチは、偏

る表現ではなく、他者に対 と叫んでいる。あれは単な から、速やかに抑止し、極 する差別、暴力の扇動。 端な場合は処罰しないとい 新大久保や鶴橋で「虐殺」 だ

朝鮮人、中国人。あるいは、 アイヌ民族、琉球民族、被 ピーチか。この社会に構造 イト・スピーチは真っ先に 大の問題。日本におけるへ 的に根付いている差別が最 差別は全てヘイト・ス かし、公然たる差別の扇

場にいないかもしれない。

スラビアで人道に対する罪

第4が迫害型。旧ユーゴ

として行われている「追い

ターゲットの被害者はその

在特会がデモして、直接の でいる地域ではないので、

場でいっぱいやっている。 罪。これを朝鮮学校などの ぞ」と脅かす。これが脅迫

愛国を言い訳に 割を楽しむな かう。50%の女性たちもへ 差別部落、移住外国人に向

リティの関係が一番喫緊の ジョリティと1%のマイノ この社会の圧倒的なマ

イト・スピーチの被害を受 ーチの 問題になっている。

⑥暴力付随型の6つがあ 型、⑤ジェノサイド扇動型、 毀損型、③脅迫型、 は ト・スピーチの行為類型に 第一は差別表明型。札幌 ①差別表明型、②名誉 (④迫害 ぞ」「お前の家に火をつける が認められている。 刑法の脅迫罪は個人を特定 実際に民事訴訟で名誉毀損 告知をする。「殺してやる して、相手に対して害悪の 3番目が脅迫型。

日本の

の場合、朝鮮人が多く住ん

ない。あるいは暴力に走る 動で、それを聞いた人たち が後に差別をするかもしれ 2番目が名誉毀損型。朝 出せ、出て行け」「日本に住 というのが、迫害型。 まわせてやっているんだ」

5番目がジェノサイド扇

損型。「朝鮮学校、こんなも 鮮学校に対する在特会の行 為はかなりの部分が名誉毀

は学校ではない」「スパイ

動型。「皆殺しだ」「殺せ」 も死ね」という発言が大音 「良い韓国人も悪い韓国人

量で繰り返される。 6番目が暴力付随型。 は表現とい ①から5

務妨害罪、は、威力業 校襲擊事件 ⑥は暴力。 組事件は乱 罪。徳島教 京都朝鮮学 えば表現。 物 損 壊 りたい放題、戦争いっぱい き民主主義国家なのか。 法律を調べた。 間、私は100カ国以上の やっている米国が尊重すべ す』という。盗聴、拷問や できません。表現の自由で はヘイト・スピーチは処罰 それ以外はどうか。この

らをまとめて扱うターム、 いるので暴力付随型。これ り上げて、表現の自由だと 憲法学者は①②だけを取

きてからでは遅い。国際社 ダン、コンゴ民主共和国の ダ、旧ユーゴスラビア、スー それができないと、ルワン 置いておいたとしても③以 前に予防、早期対処をする。 も犯罪だと思うが、それを 会はこういうことが起きる いう議論をする。私は①② 迫害・ジェノサイドが起 ない。 された人だけが被害者では

ヘイト・クライム、ヘイ

の手先」「朝鮮人はくさい」。

行為類型

関東大震災のときしか気づ 殺している。日本にいると 日本の官憲・軍が朝鮮人を 鮮人虐殺は現に起きた。関 ようになる。 東大震災の前に朝鮮半島で 人もいるが、関東大震災朝 日本では起きないと言う

民主主義国家は処罰

てのニュースでは、アメリ た憲法学者が『民主主義で 処罰しないというのが最初 い時間のニュースに出てき に流れる。一番視聴率が高 力ではヘイト・スピーチを ヘイト・スピーチについ が処罰法を持っている。 どいずれも処罰する。 デンマーク、エルサルバド オーストラリア、ボスニア、 エストニアでは1回やる ボリビア、キューバな エストニア、アルメニ

全 て の E U いわゆる先進国、西欧型民 ろん犯罪。アイルランドは なくとも犯罪。公然はもち 主主義国は全て処罰法を 種差別団体は禁止する。 憎悪煽動禁止法があり、 所行き。フランスは集団に 対する中傷・侮辱は公然で アメリカ、日本を除いた

と罰金。何度もやると刑務

あいう差別が起きると、土 る。経済的被害もある。あ く営業ができない。直接脅 特会が騒ぐのでその時間全 害されるので働く人もいな 地の値段が下がる、営業妨 スなど、体調を崩す人もい とつは、精神的被害がある。 毎週来て「朝鮮人殺せ」と 被害をどう見るのか。ひ 池袋の中国人の店は在 P T S D り消しになる。 処罰しないが、テレビ・ラ 別法。例えば、一般個人は ライム法。国によっては特 持っている。その多くは刑 罪。イギリスはヘイト・ク 法典に規定された基本的犯 が処罰されたり、

3・4年生がいた。彼らは その場に教職員と小学校 朝鮮人も被害を受けてい 害を受けている。事件を聞 もちろん被害者。駆けつけ く必要があるが、素朴に見 いた大阪の朝鮮人、東京の たアボジ・オモニたちも被 ても解るところだ。 京都朝鮮学校事件では、 法律上の被害は線を引

なぜ処罰する の か

のが、表現の自由の歴史的 法13条、14条に基づいてへ 学者は治安維持法を思い起 といわないといけない。 撤廃条約がなくたって、憲 法13条が出発点。これと 尊厳を守るためだという考 表現の自由は別の文脈。 とせ。歴史的教訓からいっ 葉を違う意味で使う。憲法 な教訓。憲法学者は同じ言 法14条。だから、人種差別 下の平等。日本で言うと憲 セットで差別の禁止、法の え方。日本的に言えば、憲 心にヨーロッパでは人間の て表現を規制してはならな ィト・スピーチはだめです その実質的な根拠になる なぜ処罰か。ドイツを中 ヘイト・スピーチ処罰と を守るため」という時の表 学ぶからこそ、

ガルなど、調べただけで ストリア、スイス、ポルト ヴィッツの嘘」も処罰。オー ジオでやるとそのメディア 10ヶ国が同じく処罰する。 ドイツでは「アウシュ 免許が取

国連人権高等弁務官事務所 処罰の根拠は国際自由権 人種差別撤廃条約。

勧告以後、国連人権委員会· が主催した会議でまとめら 告、国連人権理事会普遍的 や人種差別撤廃委員会一般 れたラバト行動計画(12年) 1年の人種差別撤廃委員会 的勧告35はヘイト・スピー チ処罰を推奨している。 人種差別特別報告書の勧 日本に対しては、200

の勧告が行われている。社 年と12年)などで同じ内容 定期審査の勧告(2009 いう勧告が出された。 ト・スピーチを予防せよと 会権規約委員会では、20 13年慰安婦に対するヘイ

差別の撤回、

定、朝鮮学校生徒に対する 条約第4条 a bの留保撤 イト・スピーチの犯罪化、 四、インターネット上のへ して人種差別禁止法の制 勧告では、日本政府に対 人種差別撤廃

けはヘイト・スピーチは表 拒否する。 9条擁護、特定 はヘイト・スピーチ処罰を の自由」を口実に日本政府 る憲法学者が、この問題だ 秘密保護法反対と言ってい ている。それなのに「表現 公務員の差別発言への措置 などの要請が何度も行われ

止をやらないといけない。 日治体が個別に人種差別禁 を保障するために包括的な 処罰すべき。

現の自由と言う。

奪っている。

日本は表現の自由を口実に 国でも。その歴史的教訓に とアウシュヴィッツをやっ 煽動をやった。ナチスドク 戦争宣伝をやった。差別の ラビアでもコンゴ民主共和 ツは表現の自由で「ユダヤ を守るため、ヘイト・スピー た。ルワンダでもユーゴス 人はうじ虫だ、人間でない チを処罰する必要がある。 憲法学者が「表現の自由 表現の自由

ない。私もそう言いません。 ヨーロッパではそう言わ ということは、日本人自身 の尊厳を破壊している。 している。自分自身の人間 をぶっ殺せ」と叫んでいる 構造的差別の上に立つ日本 現の自由はマジョリティの が自分の表現の自由を破壊 %の圧倒的マジョリティで 表現の自由でしかない。 八が街中で公然と「朝鮮人

イノリティの表現の自由を

を流しながら言うわけで るのが大変だった。次来た 毎回、若い先生たちを抑え かつに反論したらどんな目 ら暴発して殴ってやると涙 朝鮮学校は3回やられた。 ちは沈黙するしかない。う 対抗言論だというが、 言論なんかできません。押 にあうか分からない。 ジャーナリストの一部は かけられてきた被害者た そういう状態に追い込 京都 れ以外の各種の差別禁止法 い法律ができましたが、こ と積極的には言わない新し を作ってごまかした。 障害 **用機会均等法というザル法** 撤廃条約を批准した時、雇 別禁止法がない。女性差別 本では全く行われていな 基本計画を作る。これが日 か全くない。 看差別については差別禁止 残念ながら、日本には差

市民的対抗と 抑止

市民が立ち上がってカウン ピールした。いろんな形で ピーチは問題だと社会にア の役割をして、ヘイト・ス ター行動をした。 ンター行動をやったから処 しかし、対抗言論、カウ 去年マスコミもそれなり ひせる。そこにヘイト・ス いるのは、刑罰抜きのヘイ 団体規制も難しい。考えて 伝ができる見込みはない。 も、ヘイト・スピーチ規制 り、被害が起きているから ト・スピーチ禁止法を制定 ただ、私がいくら言って

罰が不要ではない。なぜな

ではない。 **よれる。表現の自由どころ** マジョリティの表現の自

田かヘイト・スピーチかの ても、ヘイト・スピーチは アィの表現の自由から言っ
 田から言っても、マイノリ 議論する人は、表現の自 国民に示す。そのための議 はしないが、民事訴訟・行 集会に会場を貸さない。3 論を展開していく。 政訴訟ができるようにす いと国会で法律を作って、 る。これはやってはいけな もうひとつは、在特会の

広のように政府・都道府県・ 例えば、男女共同参画基本 **左別禁止法が必要。政府が** 巾町村のレベルで差別禁止 しとはたくさんある。権利 順にやるべきこと、できる 一者択一にしたがる。その ら、記事に書いてくれた。 貸すべきではないと答えた 約2条、4条にしたがって きたので、人種差別撤廃条 の会場貸出を拒否した。共 公会堂を貸した。貸さない 同通信がコメントを求めて 施設は在特会関係の集会へ が、冗談ではない。 埋由はないといっている 山形県や大阪・門真市の 16日在特会の集会に豊島

、種差別禁止政策を採り、

府・地方自治体は2条にし 条は留保してない。日本政 留保しているが、条約第2 ない。しかし、日本は人種 律では人種差別団体だから 自治体が人種差別団体に財 わせるということは、地方 種差別団体に便宜を図って しなければならないし、人 たがって、人種差別を非難 差別撤廃条約第4条 abを といって禁止・解散はでき しているという意見が出て くるが違う。今の日本の法 表現・集会の自由を侵害 いけない。公共施設を使

ヒーチの定義を書く。処罰 いけないし、中止させない る施設はヘイト団体のヘイ 的な集会をした場合はだめ す。税金・公金を使ってい ト集会に使用を許可しては だという言い方になりま もちろん、在特会が差別

政援助をするのと同じ。

矢」のうち、最初の2本(無

の引き下げ、TPP参加、

その中心柱は、法人税率

とも隠された狙いである。

国家戦略特区の指定地域

関西圏 大阪府、兵庫県、京都府 (医療等イノベーション拠点)

(大規模農業の改革拠点)

規制緩和である。とりわけ

を擁護する公的規制(「岩盤 緩和は、業界団体の既得権

和を特区で実験し、

規制緩和が要である。規制

が「国家戦略特区」である。

ように、規制緩和の突破口

そして、安倍首相が言う

反対や抵抗の大きい規制緩

新潟市

拠点)

福岡市

兵庫県養父市 (中山間地農業の改革

(創業のための 雇用改革拠点

23

沖縄県

桜 井 有

理

規 制 緩 和 0 突 破

ます」(安倍首相、14年1月 権の成長戦略の一丁目であ る規制改革の突破口であり アベノミクスの「3本の 国家戦略特区は、 安倍政

業が活動しやすい国」をつ る。つまり、「世界で一番企 立っている。そして、経済 問を解決するという発想 長のことにほかならない。 成長とは何よりも企業の成 経済成長こそがすべての難 れている。アベノミクスは、 長の復活のための本命とさ 中心の財政出動)は、即効 制限の金融緩和、公共事業 くることにある。 投資や起業を促すことにあ 成長戦略の狙いは、 の矢」である成長戦略こそ、 本格的な景気回復と経済成 性はあるが長続きしないカ (経済成長至上主義) に ラル剤でしかない。「第3 企業の 自由とビジネスチャンスを (大企業や海外のグローバ 企業)に利益追求活動の

と語られている。だが、社 規制」)に穴をあけて、 の権利保護といった縛り 性や公共性の確保、労働者 会的な弱者の立場から見る な競争を導き入れることだ (規制) をなくして、企業 過当競争の防止、安全 自由 玉

だと言われているが、国内 用して一気に「岩盤にドリ 医療の分野に当てられてい いうわけである。TPP参 ルで穴を開ける」(安倍)と P参加という 「外圧」を利 分野である。そこで、TP 呼ばれるように規制の強い 分野であり、「岩盤規制」と る。これらの分野は、小泉 与えることでしかない。 での規制緩和を強行するこ 加は自由貿易の拡大が目的 「構造改革」がやり残した その焦点は、雇用、農業、

政権下の「総合特区」)が地 れば全国に拡大する。これ までの特区(小泉政権下の 方自治体の意思先行であっ たのに対して、 「構造改革」特区、民主党 今回の国家

戦略特区は政府が主導して 力に規制緩和を進めること 上から設置された。その分、 「スピード感」をもって強

家戦略特区 0 メニュ 1

父市の6つの地域を指定し 沖縄県、新潟市、兵庫県養 京都府、兵庫県)、 年12月成立) にもとづいて 東京圏(東京都、神奈川県、 会議は、国家戦略特区法(13 長とする国家戦略特区諮問 成田市)、 関西圏 (大阪府**、** 3 月 28 日**、** 安倍首相を議 、福岡市、

ごとに特定のテーマが定め 国家戦略特区では、特区

新潟市と養父市は農業改 設)、関西圏は医療イノベー 雇用、 雇用)、福岡市は雇用改革、 ション(医療、まちづくり、 ネスの推進(まちづくり、 られる。東京圏は国際ビジ といった具合である。 それぞれの中身は、これ 沖縄県は国際観光拠点 成田市は医学部新

臣 から特区区域会議(担当大 地方自治体の首長、 提

のグローバル企業をはじめ る。 ンスを提供する措置であ る。いずれにしても、海外 ジネスを支える人材養成の ために公設民営学校をつく 建設を容易にする。国際ビ て高層マンションやビルの くりでは、容積率を緩和し 品の使用を認める。まちづ 企業に新しいビジネスチャ しかし、 これらの措置は、

地集約を進め 自由化し、農 る農地取得を は、企業(株 制緩和の目標 農業分野の規 の「慣らし運 緩和に向けて 全面的な規制 式会社)によ 転」である。 とである。 て企業型農業 に転換するこ コ

東京圏 東京都、神奈川県、 千葉県成田市

(国際ビジネス・イン

案者など)で具体化される

変える。それは、

分野では、農地の転売許可 とが提案されている。農業 解禁したり、未承認の医薬 では、日本の医師免許をも 村が実施できる。医療分野 が、たとえば次のようなこ たない外国人医師の業務を を農業委員会ではなく市町

> 混合診療を全面解禁し、保 PP参加によって淘汰され もつ中山間地の農家は、T 業型農家が登場するが、国 てしまう。医療分野では、 土保全などの多面的機能を メなど輸出競争力のある企 やる。 ジネスチャンスを拡大して 業を含む民間保険会社にビ である。そして、国民皆保 険制度に穴をあけ、米国企 への株式会社の参入と一体 国家戦略特区での規制緩

て医療を儲かるビジネスに 技術や医薬品の使用によっ の範囲を縮小することがめ 険外診療を拡大し保険診療 ざされている。高額な治療 病院経営 かせ方 緩和の全体像にたえず目を 分的・限定的な措置である。 向けておく必要がある。 だが、そこから穴を広げて 和の実験は、とりあえず部 行き着こうとしている規制

雇 41 方と働 由」を企業に与える

致のために「雇用指針」(解 契約を結べる。 では、グローバル企業の誘 無期雇用にしなくてもよい 口にすぎない。安倍政権は、 者の受け入れを拡大する。 者が5年を越えて働いても す。専門職の有期契約労働 雇トラブルの事例集) を示 しかし、これはほんの入

るのだが、そのためには労 時に、正社員も非正規雇用 用をいっそう拡大すると同 状態にしておく必要があ 働者をいつでも解雇できる 成長を促進するという構想 させる、それによって経済 や企業に労働者を転職させ である。成長の望める産業 に近づけていく。 る。解雇しやすい非正規雇 失業期間

とが提案されている。特区 企てている。それは、成熟 雇用の全面的な規制緩和を へ労働力をスムースに移動 (衰退) 部門から成長部門 雇用の分野では、 外国人労働 次のこ 限を5年から10年に延ば 行する。 は後回しにされて、雇用の どセーフティネットの拡充 中の所得保障や職業訓練な 職種で無期限に利用できる 限と職種の限定をなくし、 う拡大する。 流動化=不安定化だけが進 ようにする(「例外」から に用意されている。 ハを入れ替えればあらゆる そのプランが、次のよう (1) 非正規雇用をいっそ 派遣労働の期 有期雇用の期

社時の契約を優先して解雇 できるというルールに変更 も、解雇の条件を定めた入 できるようにする。解雇を 所がなくなれば解雇できる する。契約時の職種や営業 厳しく制限した判例より し、残業代のない働き方(ホ 「限定正社員」を導入する。 (3) 労働時間の規制を外 (2) 正社員を自由に解雇 の3年延長を決めたが、起 受け入れ拡大についても、 る。また、外国人労働者の て全国一律の法改正という 規制を外す残業代ゼロの働 に絞られている。労働時間 果する外国人や家事・育児 建設業では技能実習の期間 形で進められようとしてい ら方については、あらため 援の労働者は特区で先行

い、高額報酬を望む高度な は、時間ではなく「仕事の ション)を拡大する。それ ソイトカラーエグゼンプ 人材を確保するためだとさ **风果」に応じた賃金を支払**

させる方針である。

貸格の緩和といった形態に 技能実習の期限延長や在留 多悪な働かせ方で悪名高い 文援の分野に拡大する。そ れも将来の定住を認めず、 へれを建設業、介護、家事 (4) 外国人労働者の受け

国人労働者の受け入れ拡大 **炭示にとどまったが)や外** 北判が強く「雇用指針」の ルの変更(「解雇特区」への 対論が出されたため、特区 かし、雇用のルールは全国 **ふうことが提案された。**し の変更、労働時間の規制撤 Rの期間延長、解雇ルール 進められてきたが、有期雇 化は最初から法改正として 議の竹中平蔵ら民間議員の 関する議論や産業競争力会 で先行するのは、解雇ルー 廃などは特区で

先行して行 促言のなかで次々に出され こきた。派遣労働の「常態」 これらは、特区の構想に 律であるべきだという反 限の自由を与えることにほ

HP)とわざわざ弁明せざ は事実誤認です」(首相官邸 も働かせ方も企業の自由 証することである。雇い方 は、企業に「雇い方と働か るとすれば、国家戦略特区 使の自由を与えるものであ るをえないことが、真実を 自身が「『解雇特区』や『ブ 呼び込もうというのが「国 せ方の自由」を最大限に保 聴している。しかし、実際 由な働き方」の拡大だと吹 ければならない。安倍首相 されてきたことに注意しな 方を大きく変える提案が を突破口とする規制緩和 解釈の変更に躍起となって ラック企業特区』というの 家戦略特区」である。政府 ことで、グローバル企業を は、しきりに雇用改革は「自 いる。改憲が政府に権力行 的自衛権の行使容認の憲法 語り出している。 に提案・推進されているの (勝手)にしてよいとする 「特区」構想のなかから出 このように、雇用のあり いま、安倍政権は、集団 企業にビジネスの無制

山家悠紀夫「『企業天国』実 奈須りえ「国家戦略特区と は何か」 (4・13シンポ 「危 ピープルズ・プラン』64号) 現への第一歩 ない!国家戦略特区」) 『国家戦略特区』」(『季刊 特区は動くか」(日本経済 -動き出す

新聞4年5月1日・20日)